

第 21 回仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議 議事概要

日 時：令和 3 年 8 月 26 日(木) 15 時 00 分～15 時 27 分

場 所：仙台市役所本庁舎 3 階 秘書課第一応接室

出席者：郡市長（議長）、藤本副市長、高橋副市長、危機管理局長兼危機管理監、総務局長、まちづくり政策局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、子供未来局長、環境局長、経済局長、文化観光局長、都市整備局長、建設局長、青葉区長、宮城野区長、若林区長、太白区長、泉区長、会計管理者、消防局長、教育長、議会事務局長、水道事業管理者、交通事業管理者、ガス事業管理者、病院事業管理者
宮城県復興・危機管理部 千葉危機管理監兼副部長

- 次 第：1. 開 会
2. 議 事
 (1) 本市の感染状況について
 (2) 宮城県の対応について
 (3) 本市の取り組みについて
3. 閉 会

議事要旨：

- (1) 本市の感染状況について
 - ・資料 1 について健康福祉局長より説明
- (2) 宮城県の対応について
 - ・資料 2 について危機管理局長より説明
- (3) 本市の取り組みについて
 - ・資料 3、4 について危機管理局長より説明

○関係局長より報告

<経済局長>

- ・資料 2 内の「資料 2－2」及び「資料 2－3」により、休業または時短要請に伴う協力金の取り扱いについて説明。
- ・支給手続きについて「資料 2-2」に記載はないが、要請期間終了後、速やかに開始したい。現在、第 8 期分までの申請を受け付けているが、第 9 期から 11 期は連続する期間となるため、まとめて申請できるよう事業者の負担軽減を図る。

<教育長>

- ・昨日から学校が始まったが、改めてマスクの着用や健康観察など基本的な感染対策のさらなる徹底、それに加えて、感染リスクが高いとされる、児童や生徒が長時間、近距離で共同で行う活動は行わないなど、学校に対して改めて通知する。また、家庭での感染予防への協力も改めて依頼する。
- ・部活動は、県と同様に原則自粛とする。
- ・資料 2 内の「資料 3」にある（3）検査による早期探知については、早期に情報収集のう え、対応を検討する。
- ・社会教育施設については原則休館とするが、図書館については市民の自宅での学びの支援を勘案し、図書の貸し出しサービスは継続する。

○市長より指示

- ・それではこのように対応を進めていく。
- ・今般の緊急事態措置の適用によりこれまで協力をお願いしてきた事業者には引き続き負担を掛けることになる。協力をもらう事業者への丁寧な周知と、協力金や支援金の速やかな支給に引き続き努めること。
- ・感染力の強い L452R 変異株にほぼ置き換わっている本市の現状を念頭に、市民や事業者に対する感染の拡大防止の呼びかけを継続・強化すること。
- ・ワクチンについては、希望する市民に1日も早く接種してもらえるよう、着実に取組を進めること。

○宮城県復興・危機管理部 千葉危機管理監兼副部長より

- ・本日開催した県の本部会議で各種要請等を決定した。今後は全県的に酒類を提供する飲食店等や大規模施設等の休業や時短など様々な要請を行うこととなった。また、公立の施設も休館や利用自粛など、市民や事業者には苦勞を掛けることになるが、仙台市とともに、各種の取り組みを実施していきたいので、よろしくお願ひしたい。

○市長より総括

- ・本市における感染状況は、新規感染者数、病床使用率ともに非常に高い数値で推移しており、災害レベルともいえる大変厳しい状況だ。今は、医療崩壊といった事態を招くことなく、市民の命を守ることを最優先とするべき、重大局面にあるものと認識している。
- ・首都圏などにおいては、在宅の療養患者が亡くなる事例も発生しているが、こうした事態は何としても回避しなくてはならない。
- ・市民、事業者には、現下の厳しい状況を理解してもらい、最大の危機感を共有しながら、休業要請、時短要請へのなお一層の協力、感染防止対策の徹底、特に、不要不急の外出を自粛し、人との接触機会を減らしてもらうことや、時短要請に応じない飲食店は利用しない等、慎重な行動をとってもらうよう周知に努めること。
- ・人の移動や接触の機会を減らすため市有施設についても一時休止することにした。施設を利用して様々な催し物や活動などを計画されていた人も大勢いたことと思うが、今の本市の状況を丁寧に説明し、理解と協力をお願いすること。
- ・本市として、全庁を挙げてこの難局に向き合い、国や県、医療機関などとの連携を引き続き密にしながら、全職員がより一層の危機感を持って、感染の封じ込めに全力で取り組むこと。